



「高槻市の外国人講師首切りは違法」と、大阪府労働委員会が命令

労組への謝罪と再発防止の「謝罪文」提出を、濱田市長に勧告

オーストラリアの姉妹都市トゥーンバ市との英語講師交換は 20 年を経過してきたが、講師たちが、高槻市教委幹部所有の借家への強制入居を拒否し、集団転居した。高槻市は、それへの報復で、何と AET 講師交換計画を中止し、講師らを全員雇止めした事件である。また高槻市が、苦し紛れに、「講師たちは雇用でなく、労働者でもない」と主張し始めたが、これは、大阪労働局・職安・労基署で、「労働者であり、公的保険資格もある」とも認定され、市も保険料の遡及支払いをさせられている。府労委も改めて、これを踏襲した事実認定をした。

なお、2015 年 3 月の卒業式からの AET 排除については 2016 年 10 月に不当労働行為認定と救済命令が出ており、高槻市がこれに抗して大阪府を訴えた裁判もこの 8 月にも判決が予想されており、高槻市敗訴の可能性が高い。

命 令 書

濱田市長へ、謝罪文提出命令

「当市が、平成 27 年度に、貴組合員との間で、英語指導助手スーパーバイザーとしての雇用契約を締結しなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします」

北大阪合同労働組合様

高槻市長 濱田剛史

不当労働行為救済結語【命令書 31・32 頁】

「市と AET ら、及びスーパーバイザーとの雇用関係の存在をうかがわせる諸事項を記載した『雇用契約書』が存在することに加え、労基署、職安、及び大阪労働局の対応を勧告すれば、市と AET、及びスーパーバイザーの間には、雇用関係が成立していると解するのが自然である。市が、本命令が指摘した問題点、及び労働関係行政諸機関の判断を、真摯に受け止め、円満な労使関係の構築に努められたい」

組合員の雇用契約拒否は違法、の判断【命令書 27-29 頁】

「市が、〇〇組合員との間で、契約を締結しないことを通知したのが、組合加入通知後であることが認められる。ALT を全員業者派遣にすることにより、業務の大半がなくなるととはいえ、契約を締結しなかった理由に合理性はない。契約を更新しない旨の通知が、組合結成から、2か月ほど後になされているのであるから、組合を嫌悪してなされたものとみるほかに、組合員であるが故の不利益取扱いであり、組合に対する支配介入であって、労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である」

高槻市が「組合員だとは知らなかった？」と反論

こうして高槻市の法違反は、改めて数多く事実認定された。ただし、労組法7条違反は「労組への報復や不利益」を判断する条文であるが、市は「講師や市議から、AET 改善や継続の、市長への要望はあったが、労組員であるとは知らなかった？」と抗弁した。これは詭弁で怠慢であるが「知らなかったという市が、知っていたということを、組合員講師側が立証する」という矛盾もあり、一部申立が棄却された。

損害賠償請求訴訟も

なお、AET、AET スーパーバイザーと高槻市間の雇用関係確定に伴い、高槻市には彼等に不法に与えてきた損害を償う法的責任が生じている。高槻市が自ら解決に向けて動くことが望まれるが、もし市がそうしない場合には、訴訟を通じて損害賠償を請求することが当事者の間では合意されている。